

## 「月収50万円、コピペするだけで簡単に稼げます」などとうたい、 多額の金銭を支払わせる事業者にご注意！

平成29年7月以降、「15分のコピペ<sup>(※1)</sup>作業で最低月収50万円！」「月収50万円なんてコピペするだけで簡単に稼げます！」などとうたう事業者に関する相談が各地の消費生活センターに数多く寄せられています。消費者庁は「(株)イメージ」との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為を確認しました。現在、本件のウェブサイトは封鎖されていますが、今後、別事業者が今回の事案と同様の手口の消費者被害を引き起こす可能性が高いと考えられるため、皆さんに注意喚起します。

※1 コピペ：コピーアンドペーストの略称。コンピュータ等を使用し、他の文章や画像から一部分の写しを取り、別の場所に貼り付けること。

### 具体的な事例と、調査によって確認された事実

#### ○(株)イメージの勧誘方法

インターネットのサイトで簡単に高収入が得られるような言葉で勧誘します。誰でも稼げる、簡単に稼げる、最低3万キャッシュバック、などと記載されており、消費者をその気にさせ、また、初期費用17,000円が必要であると記載されていますが、3万円のキャッシュバックがあれば損はしないと判断した消費者は支払ってしまいます。

支払った消費者には、情報商材として「完全コピペビジネスデジタル版」というPDFファイルをメールで送信し、その情報商材には、コピペビジネス紹介や体験談の他、3万円のキャッシュバックを受けるために、電話説明の予約へと誘導します。(株)イメージは消費者に電話をして高い収益を得るためには有料コースに入る必要があるとしつこく勧誘し、有料コースに加入した場合の売上げ見込額を示しながら、これくらいは確実に稼げると説明して10万円から130万円の高額な料金を支払わせました。また、3万円のキャッシュバックについては、有料コースに申し込んだ消費者がYouTubeに投稿した動画の再生回数が1万回を超えた場合に支払うと説明しています。

#### ○消費者庁と東京都が合同調査を行った結果、

- ・必ず稼げるという記載が事実と異なり虚偽表示をしていたこと
  - ・このビジネスで稼いだ体験談の人物の設定は架空の人物であったこと
  - ・3万円キャッシュバックを受け取った消費者は僅かであること
- などが判明しました。

【2018年4月消費者庁公表】

### 消費者へのアドバイス

ネット上には、誰でも簡単に稼げるかのような表現を用いて、収益を得るために必要な費用を支払わせる業者が数多く存在します。「誰でも簡単に稼げる」という説明があれば、甘い言葉に決して騙されないでください。「キャッシュバック」「返金保証」などと消費者を安心させて高額な契約を求める業者には特に注意しましょう。

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎<sup>いやや</sup>188